## 揮発性有機化合物(VOC)排出施設の種類と排出基準

施設の種類	規模要件	排出基準	
揮発性有機化合物を溶剤として使用する 化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 1 時間当たり 3,000 立方 メートル以上のもの	600ppmC	
塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 1 時間当たり 100,000 立 方メートル以上のもの		既設 700 ppmC 新設 400 ppmC 700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及 び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 1 時間当たり 10,000 立方 メートル以上のもの	木材・木製品(家 具を含む。)の製 造の用に供する もの	1,000 ppmC
		その他のもの	600 ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 1 時間当たり 5,000 立方 メートル以上のもの	1,400 ppmC	
接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む。) の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が 1 時間当たり 15,000 立方 メートル以上のもの	1,400 ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設(オフセット 輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 1 時間当たり 7,000 立方 メートル以上のもの	400 ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 1 時間当たり 27,000 立方 メートル以上のもの	700 ppmC	
工業製品の洗浄施設(VOCを蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する 面の面積が 5 平方メー トル以上のもの	400 ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	1,000 キロリットル以 上のもの	60,000 ppmC (既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000 キロリットル以上のもの について排出基準を適用する。)	

- 注)「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
- 注)「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。
- 注)「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるもの に限る
- 注)「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。